

平成4年3月26日

答 申

1 当審査会の結論

勤務評定についての長野県教育委員会秘密会記録（第78回、第85回から第88回、第97回及び第100回分。以下「本件会議録」という。）を公開できないとした処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成3年11月11日付で長野県教育委員会が行った、本件会議録を公開できないとした処分の取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、実施機関が、長野県公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号及び第5号に該当するとして本件会議録を非公開としたことは、条例の解釈と適用を誤っているというもので、それは次のように要約される。

ア 基本的な考え方

教育委員会が憲法と教育基本法に忠実であるならば、自分自身の反省や意見を記載する勤務評定書の提出を教師に命令し、それを拒否する場合に処分するなどということは、あってはならないことである。教育委員会がこうした勤務評定に係る職務命令を発する場合に、教師個人がどのように苦しむかを議論したのかどうか、議論したのならその内容について知りたい。

イ 条例第6条第1項第5号の該当性について

教育委員会が、本件会議録を公開することによって、事務若しくは事業の「円滑な」実施に著しい支障を生ずることについては理解できないこともないが、「公正な」という点では、公開を拒否することによって、かえって事務若しくは事業の実施に著しい支障を生ずるものと考えられる。

なぜならば、教育委員会における勤務評定制度がどのような議論の末に決定されたのか、あるいは勤務評定書を提出しなければ処分を行うといったことがどのように議論されたのかを明らかにすることが、憲法と教育基本法を基にして事務を行う教育委員会の公正さを確保することになると考えるからである。

この条例の目的として第1条に規定されている「県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の一層の進展に寄与する」ためにも、本件会議録は公

開すべきである。

ウ 条例第6条第1項第2号の該当性について

発言した教育委員個人の名前が明らかにできないというのであれば、その点は譲ってもよい。

エ 条例第6条第2項について

条例第6条第2項に、支障のない部分を「容易かつ合理的に分離できるときは、当該部分については公開を拒むことができない」と規定されているので、すべてを非公開とすることなく、発言した教育委員個人の名前を伏せるなどして公開すべきである。

3 実施機関の説明の要旨

今回非公開とした公文書は、秘密会で行われた教育委員会の人事管理に係る会議録である。実施機関は、本件会議録に記録されている情報が、条例第6条第1項第5号に該当する情報であること、及び同第2号に該当する情報であって例外的に公開することとされているいずれの場合にも該当しないものであることから非公開としたものであり、その理由は次のとおりである。

(1) 条例第6条第1項第5号の該当性について

ア 教育委員会は、地方公共団体の教育に関する事務を処理するため設置される機関であり、この意思形成は合議により行われるため、本件会議録は「県の内部における審議等に関する情報」に該当する。さらに、審議等の内容は教育職員の身分取扱いに係るものであり、この審議等に基づいて人事管理等の事務が行われるものであるため、本件会議録は「県が行う事務若しくは事業に関する情報」に該当する。

イ 教育委員会は合議制の機関であり、その意思形成に関し審議の公正を保ち、自由率直な発言を確保する必要があるため、人事管理に係る審議については従前からその性質上非公開で行っている。教育委員会が継続して開催されるものであることから、その会議録についても、公開された場合には自由率直な意見交換が妨げられ、今後の審議に必要な意見が得られなくなるおそれがある。

ウ 教育委員会における人事管理に関する会議録は、教育委員会が任命権者として行う人事管理に係る方針、人事配置、懲戒・分限及び表彰などについての審議経過を記録したものであり、プライバシーに係る事項が審議内容となる場合が多く、公開を前提としては自由率直な審議、検討が容易になしえないことから、本件会議録を公開することとすれば、今後の人事管理を行う上で著しい支障を生ずるおそれがある。

エ 本件会議録は、職務上の命令権により行った、勤務評定書を提出せよとの職

務命令に関する内容を内容とするものであり、人事管理に係る方針及び懲戒についての内容を含むものであって、公開することによって次のような著しい支障を生ずるおそれがある。

(ア) 内容となっている勤務評定の実施については現在検討中であり、教育委員会の実施方針、方法等根幹に係る部分が明らかになる。

(イ) 勤務評定書を提出しない職務命令違反者に対する処分についての検討経過が記載されており、処分に係る教育委員会の姿勢が明らかになる。

(ウ) 職員の処分に向けての情報収集、検討段階における教育委員の自由率直な発言が明らかになり、教育委員会と職員との信頼関係を損なうおそれがある。

(エ) 職員団体との労使関係は長期継続的なものであり、職員団体の動向等に対する教育委員会の情報収集状況及びその対応についての方針が明らかになることによって、今後の労使交渉が円滑に進まなくなるおそれがある。

(2) 条例第6条第1項第2号の該当性について

本件会議録には、教育委員名、職員名及びその発言内容などの「個人に関する情報」が記載されており、同号本文に該当する。

また、本件会議録について何人も閲覧できるとされている法令の規定はない。さらに、審議自体が非公開として行なわれていることから公表を目的とするものではなく、法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報でもないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張が十分に尽くされるように配慮し、口頭意見陳述の機会を設け、意見・反論を得るなどして、公正な審査を行うように努めた。

その結果、当審査会は双方の主張について、個々の論点ごとに、審査、判断した結果、冒頭1に掲げる結論に達した。

(1) 条例の解釈運用の考え方

条例は、第1条にあるように、「県民の公文書の公開を求める権利を明らかにする」とともに、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の一層の進展に寄与する」ことを目的としている。

条例は、原則公開を基本としつつも、例外的に公開を拒むことができる公文書について、他法令との関係、個人の利益、県政の公正、円滑な執行等を考慮して、第6条に規定している。

もとより条例の解釈に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、例外的に公

開を拒むことができる事項の該当性について、事案の内容に則し、個別的、適切に解釈、運用されなければならないことはいうまでもない。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号の該当性について

条例は、第 6 条第 1 項第 2 号本文の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は非公開とすることができるとし、同号ただし書に該当する場合は公開しなければならないとしている。

しかし、異議申立人は、発言した教育委員個人の名前が明らかにできないというのであればその点は譲ってもよいとしているため、実施機関が併せて該当している条例第 6 条第 1 項第 5 号の該当性を判断したうえで、条例第 6 条第 2 項の適用を検討する段階（後述（ 4 ））において、必要な部分について判断することとする。

(3) 条例第 6 条第 1 項第 5 号の該当性について

条例は、第 6 条第 1 項第 5 号の「県の内部若しくは県と国等との間における審議、調査、検討等に関する情報又は県若しくは国等が行う検査、監査、取締り等の実施計画、争訟若しくは交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務若しくは事業に関する情報で、公開することにより当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」は非公開とすることができるとしている。そこで、以下同号の該当性について検討する。

ア 「県の内部 における審議、調査、検討等に関する情報」及び「県が行う その他の事務若しくは事業に関する情報」の該当性について

本件会議録は、合議により行われる長野県教育委員会の会議の記録であり、「県の内部 における審議、調査、検討等に関する情報」に該当する。

また、本件会議録の内容は、長野県教育委員会が行う教育職員の身分取扱いに関する事務に係るものであり、「県 が行う その他の事務若しくは事業に関する情報」に該当する。

イ 「公開することにより、当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」の該当性について

(ア) 教育委員会の会議の性格

教育委員会は、地方自治法第 180 条の 8 の規定により、「学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」機関であり、この

会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定により、合議により行われている。

また、この会議は、長野県教育委員会会議規則第19条の規定により、委員長が会議にはかって秘密会とすることができることとされている。

教育委員会では、教育職員の身分取扱いに関する審議を行う場合には、委員の自由かつ率直な意見交換を確保するため従前から非公開で行うこととしており、本件会議録に係る会議についても、その記録（第78回及び第85回から第88回分）及び記録内容（第97回及び第100回分）から秘密会で行われたものと認められる。

（イ）本件非公開公文書の性格及び内容

本件で、条例第6条第1項第5号に該当することを理由に非公開とされた公文書は、勤務評定についての第78回、第85回から第88回、第97回及び第100回の長野県教育委員会のいわゆる秘密会記録である。

議題とされている勤務評定制度は、主として教育職員の「指導・研修」及び「適正配置」を行うための基礎資料とすることを目的として、評定書（A表）を評定者に提出させるだけでなく、被評定者本人に対しても、自己観察及び希望事項等を記載した評定書（B表）の提出を求めている制度である。

本件会議録の内容は、当該勤務評定制度の実施方針・実施方法、評定書の未提出者に関する情報とその者に係わる処分の検討、さらに職員団体の動向及びこれらに対応して教育委員会が取るべき方針の検討等である。

（ウ）本件処分について

本件会議録は、非公開で行われた人事管理に関する審議の記録である。

一般に人事管理に関する審議においては、職員の適正配置や職員に対する指導等に関連して、職員個人に対する評価や職員組合との交渉方針その他人事に関する様々な案件や方針についての各委員の自由かつ率直な意見交換が求められるものである。このため、長野県教育委員会においても、人事管理に関する審議を行う場合には、会議を非公開で行っている。

その会議録には、非公開で行われた審議の状況が記録されるのであり、本件会議録においても、勤務評定制度の実施方針・実施方法、評定書の未提出者に関する情報とその者に係わる処分の検討、さらに職員団体の動向及びこれらに対して教育委員会が取るべき方針の検討等、人事上の機微に及ぶ審議内容が記録されているのであって、これを公開すれば、教育委員会と教職員との間の一定の信頼関係を損ねたり、職員組合との関係に微妙な影響を及ぼすなど、教育委員会における教育職員の人事管理事務に支障を生ずる場合があると考えられる。

また、当該教育委員会の会議は長期・継続的に行われるものであり、上記

の理由から非公開で行われた会議録が、将来において公開されることが予想されるとすれば、各委員の自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがないとはいえない。

これらを総合的に勘案すると、本件会議録に記録されている情報は、「公開することにより、当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」と認めることができる。

以上のとおり、勤務評定についての会議録は、条例第6条第1項第5号に該当するものと認められる。

なお、異議申立人は、自分自身の反省や意見を記載させる勤務評定制度自体が憲法及び教育基本法の理念に反するものであるとし、本件会議録の公開を拒否すれば、教育委員会の「公正さ」という点において、かえって事務事業に支障を生ずることとなるため、教育委員会の公正さを確保するためにも、本件会議録は公開すべきであると主張する。

確かに条例は、公正な県政の一層の進展を目的とし、公文書は原則として公開することとしているものである。しかしながら、条例は、同第6条第1項各号に該当する情報が記録されている公文書については、公開を拒むことができると明文上規定しているのであって、その解釈に当たっては、条例の規定の文理及び趣旨に沿い、適正になされなければならないことはもちろんである。

したがって、前記判断のとおり、本件会議録に記録されている情報が条例第6条第1項第5号に該当するものと認められる以上、本件会議録は公開を拒むことができる公文書である。

勤務評定制度に疑問を抱き、教育委員会がどのような議論をしたのかを知りたいとする異議申立人の心情は理解できないことはない。しかし、勤務評定制度の目的や実施方法などは、その導入の過程において明らかにされ、職員組合との話し合いの末、知事の調停によって審議会を設けて検討されたうえ、同制度が実施に移されたものである。その後、いわゆる勤評長野方式自己記入義務不存在確認請求事件の裁判経過の弁論を通じて、職員組合が指摘した同制度の憲法適合性に関する長野県教育委員会の考え方もすでに表明されているところである。

以上のことを総合して考えると、教育委員会の公正さを確保するためにも本件会議録を公開すべきである旨の異議申立人の主張は認められない。

なお、当審査会は、条例の規定及び趣旨に照らしながら、実施機関が行った、公文書を公開するかどうかの決定についての適否を審査する機関であり、本件の審査に当たっては、実施機関が行った事務が憲法や教育基本法の理念に反するかどうかについて審査しない。

(4) 条例第 6 条第 2 項の適用について

条例第 6 条第 2 項は、「実施機関は、前項に規定する公文書に同項各号のいずれかに該当する情報以外の情報が記録されている部分が含まれている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離できるときは、当該部分については公開を拒むことができない。」と定めているところ、異議申立人の請求の趣旨は、教育委員会における審議の内容を知りたいとするものである。

そこで本件会議録を見ると、その一部には、条例第 6 条第 1 項各号のいずれにも該当しない情報（会議の期日、場所）及び同項第 2 号ただし書に該当する情報（出席した教育委員及び事務局職員の氏名など）も含まれている。

しかし、異議申立人は発言委員の氏名を譲ってもよいとしているが、本件会議録が審議検討の全体の経過や質疑を合わせて初めて意味を持つ内容を有するものであることを考慮すれば、当該公開できる部分だけについて、他の部分（条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開が適当と認められる審議内容の部分）と容易にかつ情報の意味を損なうことなく合理的に分離することができるものとは認められないため、本条項には該当せず、すべてを非公開とした実施機関の処分は妥当であると判断される。

5 審査経過

平成 4 年	1 月	6 日	諮 問
平成 4 年	1 月	1 8 日	審 議
			実施機関からの意見聴取
平成 4 年	2 月	2 1 日	審 議
			異議申立人からの意見聴取
平成 4 年	3 月	1 8 日	審 議
平成 4 年	3 月	2 6 日	審 議